

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督省告示第四十
二号）

改 正 案

現 行

1 信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号。次項において「自己資本比率告示」という。）第二条の算式における自己資本の額とする。

1 信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。

2 信用協同組合等の子会社等（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）に関連法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下この項において同じ。）が含まれ

2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に信用協同組合等の関連会社（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調

る場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の自己資本比率告示第十三条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。

3 信用協同組合等の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、前二項に規定する調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

3 信用協同組合等の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は第二項の自己資本の額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。